

静岡県心のUDプラス実践講座動画 DVD 貸出及び動画配信要領

(目的)

第1条 この要領は、県内企業・団体の職員にユニバーサルデザインについて学ぶ機会を提供することを目的とした、静岡県（以下「県」という。）が所有する心のUDプラス実践講座動画を収録したDVD（以下、単に「DVD」という。）の貸出し及び同動画の配信について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者及び用途)

第2条 DVDの貸出申込み及び動画の配信依頼は、以下の場合に受け付けることができる。
県内の企業・団体の職員が、自団体の職員を対象に研修を行う際に使用する場合

(DVD 貸出しの方法)

第3条 DVDの貸出しを受けようとする者（以下「借受者」という。）は、心のUDプラス実践講座動画貸出申込書（様式第1号）を貸出希望日の2週間前までに県に持参、郵送、FAX 又はE-mailにより提出するものとする。

2 DVDの貸出し及び返却は、県くらし・環境部県民生活課で行うものとする。なお、貸出し及び返却については、来庁による受渡し又は郵送とする。

3 貸出期間は、原則として2ヶ月以内とする。

(動画配信の方法)

第4条 動画の配信を依頼しようとする者（以下「配信依頼者」という。）は、心のUDプラス実践講座動画配信依頼書（様式第2号）を配信希望日の3週間前までに県に持参、郵送、FAX 又はE-mailにより提出するものとする。

2 動画は配信サイトにて限定配信とし、配信依頼者あてURLを提供する。

3 動画視聴に必要な通信環境等は、配信依頼者にて手配する。

4 配信期間は、原則として2ヶ月以内とする。

(許可)

第5条 県は、第3条で定める申込書又は第4条で定める依頼書の提出があったときは、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、DVDの貸出し又は動画配信を行う。

(利用料)

第6条 DVDの貸出し及び動画配信は無料とする。ただし、DVDの返却に郵送等を利用する場合の費用及び動画視聴に係る通信費用等は借受者及び配信依頼者が負担する。

(禁止事項)

第7条 借受者及び配信依頼者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 貸出申込書又は配信依頼書に記載した使用目的以外での使用

(2) 第三者への転貸、URLの提供（申込者の所属する企業・団体内での上映・視聴、職員への

DVD の貸出しは可)

(3) 商業目的等費用を徴収しての視聴

(4) 借受者及び配信依頼者が所属する自団体職員以外の視聴

(5) 動画の全部又は一部の切り抜き（静止画を含む）によるデータのコピー及び公開・配信並びにそれに類する行為

(6) 県若しくは他者の著作権・肖像権等の知的財産権を侵害する、又は侵害する恐れのある行為

(借受者及び配信依頼者の責任)

第8条 借受者は、DVDの使用にあたって適切な管理に配慮するとともに、UD 動画 DVD を紛失又は破損したときは、直ちに県にその状況を報告しなければならない。

2 借受者の不注意または不適切な使用により、DVD の紛失又は破損等が生じた場合は、原状回復に要する費用を借受者が負担するものとする。ただし、通常使用の範囲内の消耗又は天災その他特別の理由があると県が認めたときは、この限りでない。

3 DVD の使用及び動画の視聴にかかる事故等については、借受者の責任において対処するものとする。

4 提供を受けた URL は適正に管理し、第三者に提供してはならない。

(DVD の返却及び報告)

第9条 借受者は、借受期間内に DVD を県に返却するものとする。

2 借受者及び配信依頼者は、動画視聴後速やかに、心の UD プラス実践講座動画視聴アンケート（様式第3号）を提出するものとする。

附 則 この要領は、令和6年10月16日から施行する。

附 則 この要領は、令和7年6月23日から施行する。

静岡県くらし・環境部県民生活課企画班 あて

心のUDプラス実践講座動画 DVD 貸出申込書

静岡県心のUDプラス実践講座動画 DVD 貸出要領に定められた規定に同意の上、心のUDプラス実践講座動画 DVD の貸出を下記のとおり申し込みます。

1 団体名

2 使用目的

3 使用予定日及び使用会場

使用日 年 月 日（ ） （参加予定人数 人程度）
会 場

4 希望する貸出期間（原則2ヶ月以内）

年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）

5 貸出及び返却の方法（希望する方法に○をつける）

貸出： 県庁へ来訪 ・ 郵送

返却： 県庁へ来訪 ・ 郵送

＜禁止事項＞

- (1) 本貸出申込書に記載した使用目的以外での使用
- (2) 第三者への転貸（申込者の所属する企業・団体内での上映・視聴、職員へのDVDの貸出しは可）
- (3) 商業目的等費用を徴収しての視聴
- (4) 借受者及び配信依頼者が所属する自団体職員以外の視聴
- (5) 動画の全部又は一部の切り抜き（静止画を含む）によるデータのコピー及び公開・配信それに類する行為
- (6) 県もしくは他者の著作権・肖像権等の知的財産権を侵害する、又は侵害する恐れのある行為

【提出先】〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6 申込日 年 月 日

（県庁西館 6F）

団体名

静岡県くらし・環境部県民生活課企画班

担当者名

TEL：054-221-3642／FAX：221-2642

住 所

メール：shohi@pref.shizuoka.lg.jp

電 話

／FAX

メール

静岡県くらし・環境部県民生活課企画班 あて

心のUDプラス実践講座動画配信依頼書

静岡県心のUDプラス実践講座動画DVD貸出及び動画配信要領に定められた規定に同意の上、心のUDプラス実践講座動画配信を下記のとおり依頼します。

1 団体名

2 視聴目的

3 視聴予定日及び視聴会場

使用日 年 月 日（ ） （参加予定人数 人程度）
会 場

4 希望する配信期間（視聴テスト、視聴予備日等含めて原則2ヶ月以内）

年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）

＜禁止事項＞

- (1) 本配信依頼書に記載した使用目的以外での使用
- (2) 第三者へのURLの提供（申込者の所属する企業・団体内での上映・視聴は可）
- (3) 商業目的等費用を徴収しての視聴
- (4) 借受者及び配信依頼者が所属する自団体職員以外の視聴
- (5) 動画の全部又は一部の切り抜き（静止画を含む）によるデータのコピー及び公開・配信それに類する行為
- (6) 県もしくは他者の著作権・肖像権等の知的財産権を侵害する、又は侵害する恐れのある行為

【提出先】〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 申込日 年 月 日

（県庁西館6F）

団体名

静岡県くらし・環境部県民生活課企画班

担当者名

TEL：054-221-3642／FAX：221-2642

住 所

メール：shohi@pref.shizuoka.lg.jp

電 話

／FAX

メール

静岡県くらし・環境部県民生活課企画班 あて

年 月 日

心のUDプラス実践講座動画視聴アンケート

団体名 _____

記入者名 _____

●心のUDプラス実践講座動画DVDの貸出・動画配信について、どこでお知りになりましたか？

●心のUDプラス実践講座動画をどのようにご利用になりましたか？（できるだけ具体的に）

※講座等の写真やチラシなどがあればご提出ください。

●講座等の対象者および参加者数について

※年代や性別の割合など、差し支えない範囲でご記入ください。

対象者：

参加者数：

●視聴してみた感想や気づいた点をご記入ください

アンケートは、心のUDプラス実践講座動画視聴後お早めにご提出ください。

<お問い合わせ先>

静岡県くらし・環境部県民生活企画班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6（県庁西館6F）

TEL：054-221-3642 FAX：221-2642

E-mail: shohi@pref.shizuoka.lg.jp